

環境影響評価方法書の概要



交野市の木 「さくら」



四條畷市の木「くすのき」

交 野 市
四 條 畷 市

都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

都市計画決定権者の名称	交野市	四條畷市
代表者の氏名	交野市長 中田仁公	四條畷市長 田中夏木
所在地	交野市私部1丁目1番1号	四條畷市中野本町1番1号

都市計画対象事業の名称、目的及び内容

都市計画対象事業の名称

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業

都市計画対象事業の目的

四條畷市清滝地区に立地する現施設は、1号炉は昭和42年から、2号炉は昭和48年から稼働しており、建設から40年以上経った現在では施設の老朽化が著しく、新たな施設の整備が急務となっています。

これらに対応するため、交野市の磐船地区に施設整備事業を計画することとし、両市から排出される一般廃棄物のうち、交野市については普通ごみ並びに破碎した可燃粗大ごみ及び不燃粗大ごみから選別した可燃物を、四條畷市については可燃ごみ並びに破碎した粗大ごみ及び不燃ごみから選別した可燃物を衛生的、安全かつ安定・迅速に処理し、市民の快適な生活環境を維持するため、ごみ焼却施設の整備を行うものであり、併せて、ごみ焼却処理過程で得られた熱についても回収し利用します。

また、資源ごみ（ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く）、可燃粗大ごみ、粗大ごみ、不燃粗大ごみ、不燃ごみ*のリサイクル及び適正処理を推進するため、リサイクル施設を併設します。

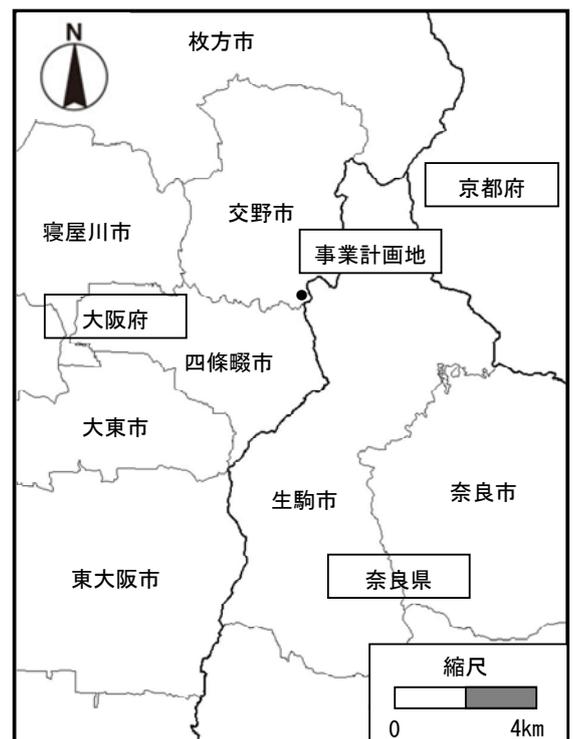
施設整備に当たっては、周辺環境に与える負荷の低減を図り、施設の安全性・安定性を確保し、余熱エネルギーの再利用、リサイクルの推進、万全の公害防止対策を実施し、環境に配慮した施設整備を図ります。

* 交野市及び四條畷市のごみの区分

ごみの区分	交野市	四條畷市
家庭系ごみ	普通ごみ 資源ごみ 可燃粗大ごみ 不燃粗大ごみ	可燃ごみ 資源ごみ 粗大ごみ 不燃ごみ
事業系ごみ	普通ごみ	可燃ごみ

都市計画対象事業の内容

項目	内容
施設の内容及び規模	ごみ焼却施設 140t/日 (70t/24h×2炉) リサイクル施設 27t/日
事業計画地の位置	交野市大字私市3029番地外
敷地面積	約5.7ha
緑化計画	国定公園内にふさわしい緑化計画とする。



環境影響評価を実施する地域

交野市、四條畷市及び奈良県生駒市

施設計画の概要

施設	項目	内容等				
ごみ焼却施設	処理対象物	一般廃棄物（普通ごみ・可燃ごみ等）、北河内4市リサイクルプラザからの可燃残渣				
	処理能力	140 t/日（70t/24h×2炉）				
	処理方式	全連続式ストーカ式焼却炉				
	余熱利用	型式	廃熱ボイラ+発電機	定格出力	2,180 kW	
	稼働条件	稼働時間	24時間運転	稼働日数	355 日(最大)	
		煙突条件	煙突高さ	59 m	吐出速度	25 m/s以上
	排ガス条件 (1炉あたり)		排ガス温度	180 °C		
			湿りガス量	27,700 m ³ _N /h	乾きガス量	24,300 m ³ _N /h
			酸素濃度	13.9 %		
			硫酸化合物	20 ppm	(酸素濃度12%換算値)	
			窒素化合物	30 ppm	(酸素濃度12%換算値)	
			ばいじん	0.01 g/m ³ _N	(酸素濃度12%換算値)	
			塩化水素	20 ppm	(酸素濃度12%換算値)	
	ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ _N	(酸素濃度12%換算値)			
リサイクル施設	処理対象物	資源系	缶、ビン			
		粗大系	可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ			
	処理能力	27 t/日				
ストックヤード	保管系	古紙（紙製容器包装を含む）、乾電池、蛍光管				

ごみ搬入計画

交野市市街地から国道168号を南下するルート（北ルート）と四條畷市市街地から国道163号を経て、国道168号を北上するルート（南ルート）を計画しています。

ごみ収集車等の運行台数（片道1日当たり、日最大）

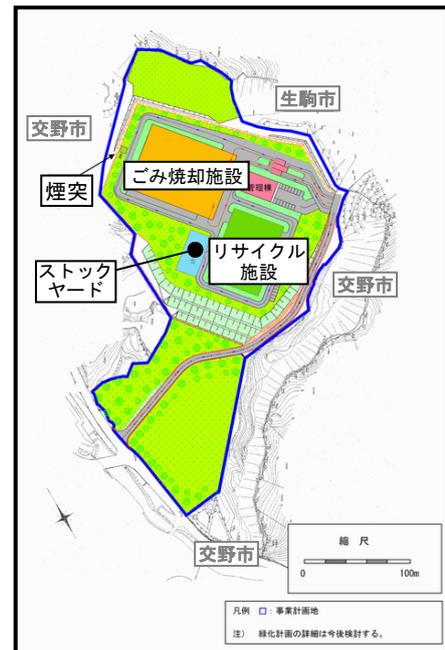
（単位：台/日）

		北ルート	南ルート
ごみ処理施設	ごみ収集車等	72台	52台
	資材等搬出入車等	15台	34台
	通勤車等	26台	27台

注) ごみ収集車等 : 収集車+直接持込車

資材等搬出入車等 : 灰搬出車+薬品搬入車+資源化合物搬入車+公用車(マイクロバス)+来訪車

通勤車等 : 通勤車+公用車



工事計画

工期は3年半程度を見込んでいます。

主な環境保全対策

供 用 時

大気汚染対策

- ① 燃焼管理の徹底により、窒素酸化物及びダイオキシン類の発生抑制に努めます。
- ② 以下の排ガス処理装置を導入するとともに、適切な運転維持管理を行い、大気汚染物質の排出を抑制します。
〈ばいじん〉
集じん器としてバグフィルタを採用し、高効率でばいじんを捕集・除去します。
〈硫黄酸化物及び塩化水素〉
バグフィルタ入口付近の排ガスに消石灰を噴霧して中和反応処理を行い、反応後の消石灰をばいじんとともに、バグフィルタで捕集・除去します。
〈窒素酸化物〉
排ガス中にアンモニア水を吹き込み、脱硝設備（触媒反応塔）で脱硝反応させ、窒素酸化物を分解します。
〈ダイオキシン類〉
燃焼管理により発生を抑制し、排ガスの急冷により再合成を防止します。また、活性炭の吹き込みを行い、ダイオキシン類を吸着除去します。活性炭はバグフィルタで捕集・除去します。
- ③ ごみ収集車の走行ルート、走行時間帯、適正走行等の運行管理を徹底し、大気質への影響の軽減に努めます。
- ④ ごみ収集車等について、低公害車等の環境負荷の少ない自動車の導入を図ります。

排水処理対策

- ① プラント排水は排水処理後、場内で再利用します。
- ② 生活排水は合併浄化槽で処理した後、場内で再利用します。
- ③ 屋根上に降った雨水は一部を回収し、敷地内の緑地への散水に再利用します。
- ④ 緑地等に降った雨水は地下浸透するが、舗装面に降った雨水は雨水側溝から排水路を通じて沈砂池に集水した後、天野川に放流します。

騒音・振動・低周波音対策

- ① 基本的にごみ焼却施設及びリサイクル施設の機器は建物内に納めます。大きな騒音を発生する機器（発電設備等やリサイクル施設の破砕機）については、防音措置を施した専用室内や防音カバーに収納します。

- ② 蒸気タービン等の振動を発生する機器については、単独の基礎や防振装置を設置するなど適切な措置を施します。
- ③ 低周波音が発生する可能性のある誘引送風機等の機器については、堅固な基礎の上に設置する等の対策を行います。
- ④ ごみ収集車等のアクセスについては、極力幹線道路を使用し、生活道路の通行を最低限とするよう努めます。
- ⑤ ごみ収集車の走行ルート、走行時間帯、適正走行等の運行管理を徹底し、騒音等の影響を可能な限り軽減します。

悪臭対策

- ① ごみ焼却施設及びリサイクル施設は可能な限り密閉化するとともに、ごみ収集車の出入りするプラットホームの出入口にエアカーテンを設置し、搬入時以外はごみピット扉で外部と遮断します。
- ② ごみピット内は常に負圧に保ち、外部への臭気の漏出を防ぐよう努めます。
- ③ ごみピット内の空気を燃焼用空気として燃焼炉内に吹き込み、850℃以上の高温で臭気を熱分解します。
- ④ 定期点検等の全炉停止時には、ごみピット内臭気を活性炭方式等の脱臭装置により脱臭を行い、外部漏出を防ぐよう努めます。

景観対策

- ① 事業計画地は金剛生駒紀泉国定公園及び近郊緑地保全区域内にあるため、施設の建物の高さを制限することで建物のボリューム感を低減し、屋根も柔らかなイメージとします。色彩的には、周囲の山林と調和するように配慮します。
- ② 事業計画地は、土砂採取跡地で裸地もしくは草地であることから、敷地内の緑化により、国定公園にふさわしい緑の整備を行います。
- ③ 緑の整備に当たっては、造成計画の段階から、緑の配置等を工夫することにより、建物と自然の調和をめざします。

地球環境対策

- ① ごみ焼却に伴う熱を回収して発電を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制を行います。
- ② 施設の機器導入に当たっては、可能な限り省エネ型とすることにより、二酸化炭素排出の抑制を図ります。
- ③ 省エネに配慮した効率的な施設運営を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制を図ります。

工事期間中

- ① 建設工事については、工事が集中しないよう工事工程の調整等を図ります。
- ② 工事に当たっては、排出ガス対策型建設機械の使用及び低騒音・低振動型建設機械の使用に努めます。
- ③ 工事用車両の退場時にタイヤ洗浄を行い、事業計画地周辺道路における粉じんの飛散防止に努めます。
- ④ 工事用車両の適正走行を徹底し、大気質、騒音及び振動の影響を可能な限り軽減するよう努めます。
- ⑤ 工事用車両の走行ルートは可能な限り幹線道路を使用し、生活道路の通行を最小限とするとともに、走行時間帯は周辺道路の利用状況に十分配慮して設定します。
- ⑥ 造成工事中及び建設工事中に発生する濁水対策としては、現沈砂池に集水し、ここで、土砂の沈砂を行った後、天野川に放流する計画です。
- ⑦ 工事中に掘削したままの表土を長時間露出しないように工事区域を区切って施工し、法面にはシートあるいは法覆工で早期に養生して、土砂の流出を防止します。
- ⑧ 事業計画地における土壌、土質等の実態を把握した上で、対策の必要がある場合は、法及び条例に基づき適切な対策を講じます。

環境影響要因と環境影響評価項目

本事業の実施に伴う環境影響要因及び事業計画地周辺の地域特性を考慮して、環境影響評価を実施する項目を抽出しました。

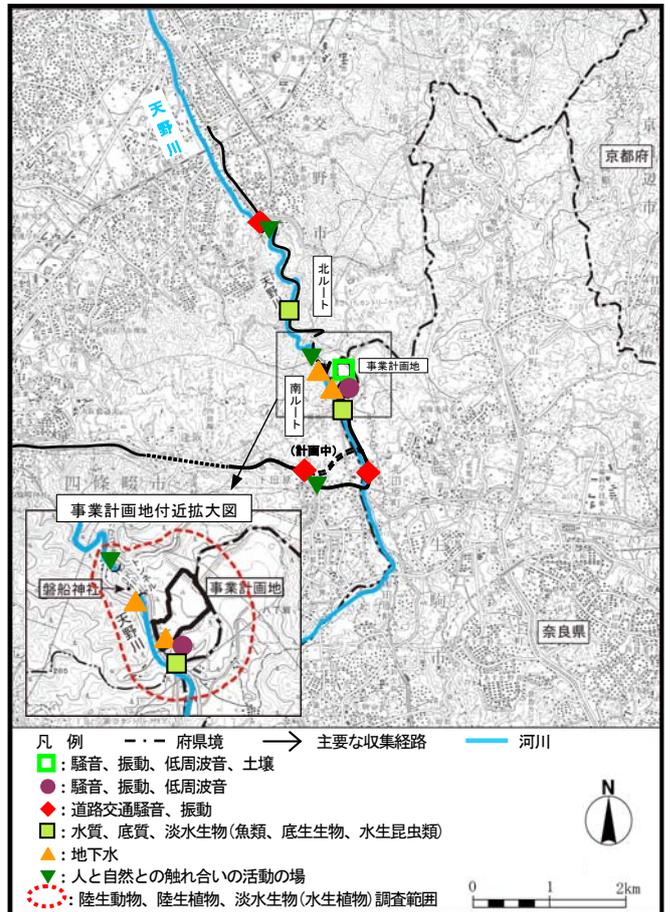
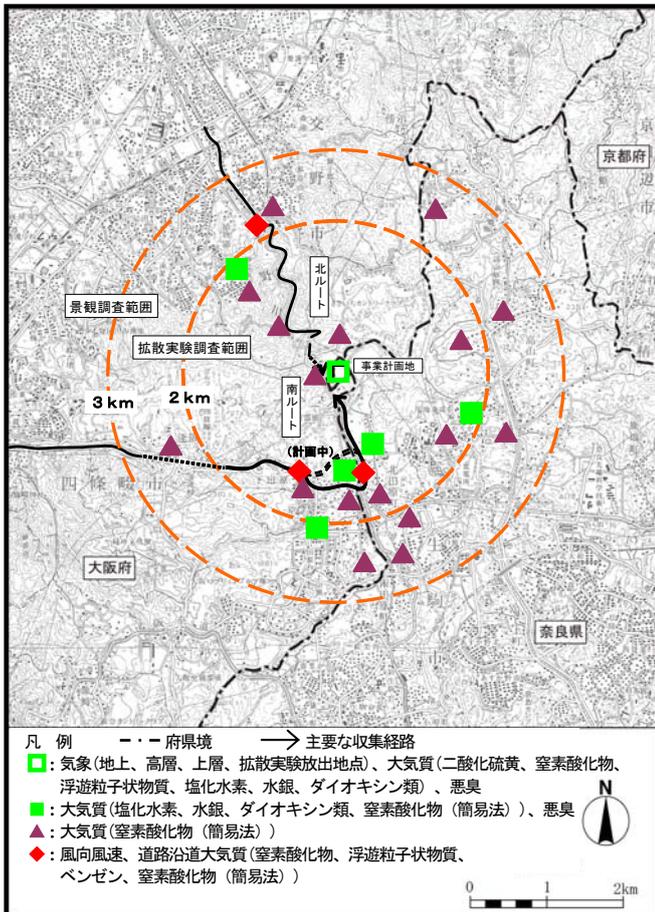
環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容				選定する理由及び選定しない理由	
大項目	小項目	施設の存在	施設の供用		工事の実施		
			施設の稼働	ごみ収集車等の走行	施設の建設工事		工事用車両の走行
大気質	二酸化硫黄		○		○	施設の稼働及びごみ収集車等の走行に伴い大気汚染物質が排出される。建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い大気汚染物質が排出される。	
	浮遊粒子状物質		○	○	○		
	二酸化窒素		○	○	○		
	ベンゼン			○			
	ダイオキシン類		○				
	塩化水素		○				
	水銀		○				
水質・底質	生活環境項目				○	施設の供用時には排水の場外排出がない。雨水は極力散水に利用し、残りを天野川に放流する。施設の建設工事に伴い濁水が発生する。工事区域に汚染土壌が存在する場合には、掘削工事により地下水汚染が生じる可能性がある。	
	健康項目				○		
地下水	健康項目				○	施設の建設工事に伴い濁水が発生する。工事区域に汚染土壌が存在する場合には、掘削工事により地下水汚染が生じる可能性がある。	
	ダイオキシン類				○		
騒音	騒音		○	○	○	施設の稼働により騒音、振動及び低周波音が発生する。ごみ収集車等の走行に伴い騒音及び振動が発生する。建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、騒音及び振動が発生する。	
振動	振動		○	○	○		
低周波音	低周波音		○				
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数		○			施設の稼働に伴い煙突排出ガス及びごみピットからの漏洩臭気による影響が考えられる。	
土壌汚染	土壌汚染				○	工事の実施に伴い、工事区域に汚染土壌が存在する場合には、掘削工事により土壌汚染が生じる可能性がある。	
電波障害	テレビ電波障害	○				建物及び煙突の存在により電波障害が生じる可能性がある。	
陸域生態系	陸生動物				○	施設の建設工事に伴い陸生動物、陸生植物、淡水生物の生息・生育環境及び陸域生態系が変化する可能性がある。	
	陸生植物				○		
	淡水生物				○		
	陸域生態系				○		
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場			○	○	事業計画地の周辺には、府民の森等があり、ごみ収集車及び工事用車両はこれらの活動の場の周辺の道路を走行する。	
景観	自然景観	○				施設の存在により自然景観、歴史的・文化的景観が変化する可能性がある。	
	歴史的・文化的景観	○					
文化財	有形文化財等	○				事業計画地の一部及びその周辺は、磐船峡（名勝）の区域である。	
廃棄物、発生土	一般廃棄物		○		○	施設の供用に伴い一般廃棄物及び産業廃棄物が発生する。施設の建設工事に伴い一般廃棄物、産業廃棄物、発生土が発生する。	
	産業廃棄物		○		○		
	発生土				○		
地球環境	温室効果ガス		○	○	○	施設の供用及び工事の実施に伴い温室効果ガスを排出する。	

調査の手法

調査の内容は既存資料の収集の他、以下の現地調査を実施します。

環境項目	調査項目	調査地域	調査時期・頻度
大気質	二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質	事業計画地1地点	通年連続
	塩化水素、水銀、ダイオキシン類	事業計画地及びその周辺の計6地点	4季(7日/季)
	窒素酸化物(簡易法)	事業計画地周辺22地点	4季(7日/季)
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	道路沿道3地点	4季(1カ月/季)
	ベンゼン	道路沿道3地点	4季(1日/季)
	窒素酸化物(簡易法)	道路沿道3断面	4季(7日/季)
気象	地上 風向風速、日射量、放射収支量、気温、湿度	事業計画地1地点	通年連続
	高層 風向風速、気温	事業計画地1地点	4季(7日/季)
	上層 上層風	事業計画地1地点	通年連続
	大気拡散実験	事業計画地の周辺風下約2km内	2季(夏・冬、7日/季)
	風向風速	道路沿道3地点	4季(1カ月/季)
水質・底質	水質 平時時 生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類等	河川2地点	生活環境項目等4季、他2季(1回/季)
	水質 降雨時 流量、浮遊物質量(SS)		3降雨(3回/1降雨)
	底質 一般項目、底質の暫定除去基準項目、土壤汚染対策法に係る含有試験の対象項目、ダイオキシン類		2季(1回/季)
地下水	健康項目、ダイオキシン類	事業計画地1地点及びその周辺1地点	4季(1回/季)
	流向流速	事業計画地1地点	
騒音・振動・低周波音	環境騒音、一般環境中の振動、低周波音	事業計画地敷地境界4地点、一般環境1地点	平日・休日各1回
	道路交通騒音、道路交通振動、交通量	道路沿道3地点	
	地盤卓越振動数	道路沿道3地点	平日1回
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数	事業計画地敷地境界4地点、一般環境5地点	夏季2回
土壤汚染	溶出試験項目、含有試験項目、ダイオキシン類	事業計画地(概ね30mメッシュごとに1箇所)	1回
	地盤の状況	事業計画地	1回
電波障害	テレビ電波受信状況	事業計画地周辺(10地点)	1回
陸域生態系	陸生動物 哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類	事業計画地及び周辺約200m	2~4季
	陸生植物 植物相、植生	事業計画地及び周辺約200m	4期(春・初夏・夏・秋)
	淡水生物 魚類、底生生物、水生昆虫類	河川2地点	3季
	水生植物	事業計画地及び周辺約200m	4期(春・初夏・夏・秋)
人と自然との触れ合いの活動の場	活動の場の利用状況	ハイキング者の道路の横断地点(3地点)	秋季(平日、休日各1回)
景観	自然景観、歴史的・文化的景観	事業計画地周辺3km以内(7地点)	1回



予測の手法

本事業が環境に及ぼす影響を予測する項目及び事項を下表に示します。環境影響の予測に当たっては、環境保全対策の実施による環境影響の軽減効果についても考慮しつつ、環境への影響を過小に予測しないよう、かつ、可能な限り定量的な予測を行うよう適切な方法を活用して行います。

施設の存在及び供用時

環境項目	予測項目		予測事項	予測対象時期
大気質	煙突排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素	年平均濃度 1時間濃度	施設の稼働が最大になる時期
		水銀、ダイオキシン類	年平均濃度	
	ごみ収集車等排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン	年平均濃度	
	騒音	施設の稼働に伴う騒音	騒音レベル (L_{A5} 、 L_{Aeq})	
		ごみ収集車等の走行に伴う騒音	等価騒音レベル (L_{Aeq})	
振動		施設の稼働に伴う振動	振動レベル (L_{10})	施設の稼働が最大になる時期
		ごみ収集車等の走行に伴う振動	振動レベル (L_{10})	
低周波音		施設の稼働に伴う低周波音	低周波音の音圧レベル	
悪臭		施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	悪臭の程度	
		煙突からの悪臭物質の排出	臭気指数	
電波障害		施設の存在に伴う電波障害	テレビジョン電波のしゃへい障害、反射障害の範囲	施設の完成時期
人と自然との触れ合いの活動の場		人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化	ごみ収集車等の走行による活動の場の利用環境の変化	施設の稼働が最大になる時期
景観		施設の存在に伴う自然景観、歴史的・文化的景観の変化	代表的な眺望地点からの眺望の変化	施設の完成時期
文化財		施設の存在による文化財への影響	古文化記念物（名勝）に与える影響の程度	
廃棄物		施設の稼働に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量等	施設の稼働が最大になる時期
地球環境		施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	

工事の実施時

環境項目	予測項目		予測事項	予測対象時期
大気質	建設機械排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	工事期間中で大気汚染物質排出量の最大年次
	工事用車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン	年平均濃度	
水質		浮遊物質質量 (SS)、健康項目	工事中の濁水による計画地からの放流濃度	工事による影響が最大になる時期
地下水		健康項目、ダイオキシン類	地下水中の濃度	
騒音		建設作業騒音	騒音レベル (L_{A5})	
		工事用車両の走行に伴う騒音	等価騒音レベル (L_{Aeq})	
振動		建設作業振動	振動レベル (L_{10})	
		工事用車両の走行に伴う振動	振動レベル (L_{10})	
土壌汚染		土壌の汚染状況	土壌の汚染状況	
陸域生態系		工事の実施に伴う生息・生育環境の変化	動物・植物の生息・生育環境の変化の程度	工事期間中
人と自然との触れ合いの活動の場		人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化	工事用車両の走行による活動の場の利用環境の変化	工事による影響が最大になる時期
廃棄物、発生土		工事の実施に伴い発生する廃棄物、発生土	廃棄物の種類、発生量、再生利用量（自ら利用する量、外部委託量）処理量、最終処分量等	工事期間中
地球環境		工事の実施に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	工事による影響が最大になる時期

評価の手法

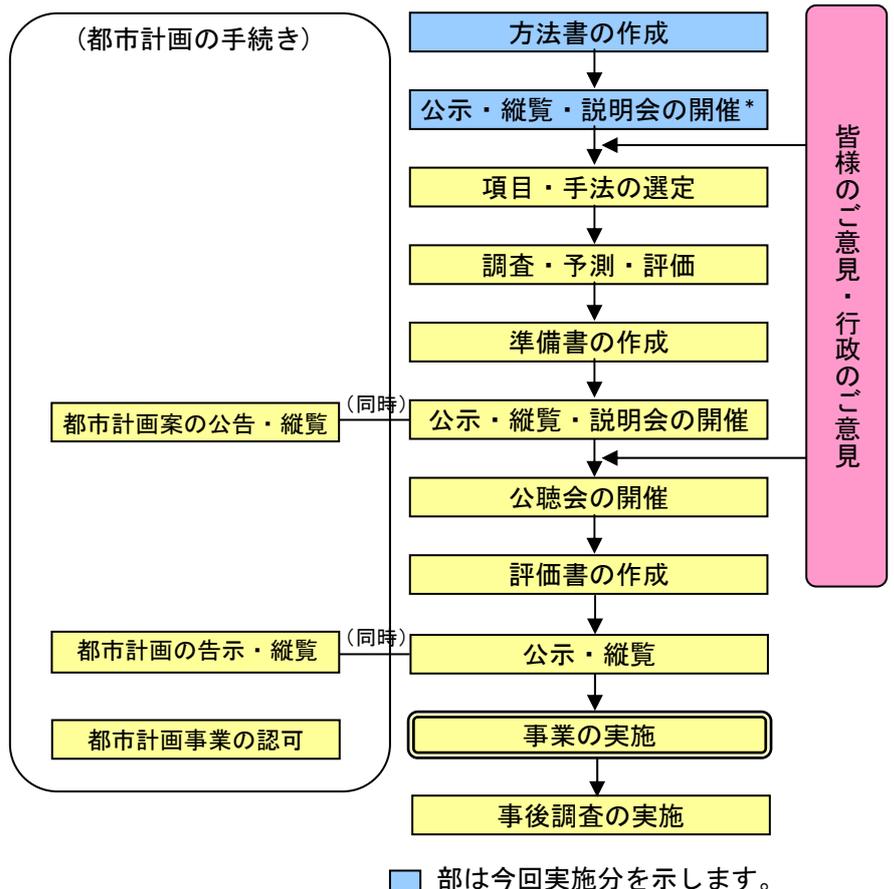
調査及び予測の結果をもとに、以下の観点から評価します。

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること
- ・ 環境基準、並びに、国、大阪府、奈良県及び関係市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと
- ・ 法律及び条例に定める規制基準に適合するものであること

環境影響評価について

環境影響評価（環境アセスメント）とは、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者があらかじめ事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その過程において皆様の意見を拝聴し、地域の環境保全に十分な配慮を行うことをいいます。

今回、皆様に縦覧しています環境影響評価方法書は、大阪府環境影響評価条例の規定に基づき、環境影響評価を行うために必要な事業計画の内容、事業計画地周辺の現状、環境影響評価の対象項目及び調査・予測・評価の手法について記載したものです。



* 方法書の説明会は条例に規定されていませんが、本事業を皆様方にご理解頂けるよう開催します。